

岩手県告示第208号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分	単 位	利用料金		
			一 般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに	円 74,940	円 25,300	
		半日までごとに	午前	26,670	9,130
	午後		48,260	16,170	
	の場 合	1日までごとに	25,300	12,730	
		半日までごとに	午前	9,130	4,640
	午後		16,170	8,080	
個人使用の場合	1人1時間までごとに	130	70		
補助競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに	730	280	
野球場	貸切使用の場合	1時間までごとに	810	420	
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	61,500	23,960
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	2,900	1,440
	1時間までごとに半面ごとに		1,450	730	
第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	13,650	5,540	
		1時間までごとに1面ごとに	630	330	
	1時間までごとに半面ごとに		330	160	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに	9,660	5,100	
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	820	420	
スポーツクライミング競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに1面ごとに	280	130	
	個人使用の場合	1人1時間までごとに	150	70	

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	円 6,430
	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	1,270
審判用具		1式につき	2,310
陸上競	鋼製巻尺（20メートル）	1日までごとに1個ごとに	40

技用具	鋼製巻尺 (50メートル)	1日までごとに1個ごとに	90
	鋼製巻尺 (100メートル)	1日までごとに1個ごとに	130
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	100
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	220
	ストップウォッチ (100分の1)	1日までごとに1個ごとに	40
	ストップウォッチ (5分の1)	1日までごとに1個ごとに	30
	ストップウォッチ (ラップ用)	1日までごとに1個ごとに	80
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	460
	手旗 (赤及び白)	1日までごとに1組ごとに	20
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20
	ポール	1日までごとに1本ごとに	120
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30
	地 (砂) ならし器	1日までごとに1個ごとに	80
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40
	やり (男子用)	1日までごとに1本ごとに	70
	やり (女子用)	1日までごとに1本ごとに	70
	円盤 (男子用)	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤 (ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40
	円盤 (女子用)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	砲丸 (2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
	ハンマー (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	70
	ハンマー (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	70
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	420
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	140
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	310
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	190
	フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	210
	電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	460
	風速計	1日までごとに1台ごとに	90
	スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	70
	角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
	距離測定器	1日までごとに1個ごとに	450
	投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
	ハードル	1日までごとに1個ごとに	70
	バー (跳躍用)	1日までごとに1本ごとに	40

棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	460
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	220
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	130
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	400
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	140
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	220
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	460
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	460
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	460
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	460
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30
陸上競技用具の利用料金の合計額が15,420円を超える場合		15,420
テント	1日までごとに1張につき	380
ロッカー	1回につき	100
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,980
温水シャワー	1回につき	100
会議室	1時間までごとに	240
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,260
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	420
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		120
興行	1日までごとに		8,400
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,200